

資料15

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る技術上の基準の特例

1 趣旨

消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号。以下「改正政令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年総務省令第66号。以下「改正省令」という。）に基づき、規定された特定施設水道連結型スプリンクラー設備と同等の性能を有するものとして、火災時に感知部と連動する電動弁を用いた乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）に政令第32条を適用できることを定めたものである。

2 技術上の基準の特例

次の(1)、(2)による乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、政令第12条第2項第4号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備と同等の性能を有するものとして、政令第32条を適用することができる。

- (1) 日本消防検定協会において性能、機能等が評価された性能鑑定適合品（以下「鑑定品」という。）であること。
- (2) 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準は、第4章第2節第4「スプリンクラー設備」I「技術基準」、6.別記2「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持基準」によるほか、性能鑑定結果書に記載された設置基準によること。

3 事務処理要領

乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る事務処理は、次によること。

(1) 特例申請関係

ア 特例等適用申請書の提出

政令第32条の規定の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、その申し出があった場合は、条則別記第25号様式の基準の特例等適用申請書（以下「特例等適用申請書」という。）の提出を求めること。

イ 特例等適用申請書の添付図書

(ア) 特例等適用申請所の添付図書は、次によること。

- a 防火対象物の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、仕上等
- b 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の性能鑑定結果書のほか、当該乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の工事の設計に関する図書

(イ) 改正政令及び改正省令の施行日（平成21年4月1日。以下同じ。）において、現に工事中又は設置された乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備で、次の(2)、イ又は(3)、アに基づく届出を受理している場合の特例等適用申請書は、当該届出に添付された図書を省略することができる。

ウ 特例等適用申請書の処理

特例等適用申請書は、火災予防規程別記様式第34号の基準の特例等適用調査書（以下「特例等適用調査書」という。）を作成し、処理すること。

エ 特例等適用通知書の交付

(ア) 特例等適用申請書の審査の結果は、条則別記第26号様式の基準の特例等適用通知書（以下「特例等適用通知書」という。）を作成し、申請者に交付すること。

(イ) 特例等適用通知書の条件又は理由欄には、次に掲げる事項を記載すること。

- a 申請内容のとおり施工すること。
- b 申請内容（条件）に変更が生じた場合は、原則として消防法令に基づく消防用設備等を設置すること。

- c 性能鑑定に基づく機器点検及び総合点検を実施すること。
- (2) 工事及び着工届関係
- ア 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の工事については、法第17条の5の規定に準じて、甲種第1類の消防設備士が工事又は工事監督を行うよう指導すること。
 - イ 改正政令及び改正省令の施行日において、現に工事中の乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、法第17条の14に準じて着工届の提出を指導すること。この場合、当該届出の添付図書は、火災予防規程第79条に基づく第4章第1節第1「着工届、設置計画届、設置届等の添付図書等」．1によること。
- (3) 設置届関係
- ア 改正政令及び改正省令の施行日において、現に設置された乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、法第17条の3の2の規定に準じて、設置届の提出を指導すること。この場合、当該届出の添付図書は、第4章第1節第1「着工届、設置計画届、設置届等の添付図書等」．2によること。
 - イ 試験基準は、性能鑑定結果書に記載された試験基準によること。
 - ウ 設置届の試験結果報告書は、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件（平成21年消防庁告示第10号）の別記様式第3「スプリンクラー設備」に準じて添付すること。
- (4) 使用検査関係
- ア 前(3)、アの設置届が提出された場合は、火災予防規程第38条に規定する使用検査を実施し、検査結果は火災予防規程第40条及び第41条の規定に基づき処理すること。
 - イ 当該使用検査の結果に基づく省令第31条の3第4項に規定する検査済証は、交付しないものとする。

4 維持・管理

乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の維持・管理は、申請者に次の内容を指導すること。

- (1) 定期点検は、法第17条の3の3の規定に準じて実施し、その結果を報告すること。
- (2) 点検は、第1類の消防設備士又は第1種消防設備点検資格者が行うこと。
- (3) 点検基準及び点検要領は、性能鑑定結果書に記載された点検基準、点検要領によること。
- (4) 点検結果報告書の点検票は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（平成21年消防庁告示第9号）の別記様式第3「スプリンクラー設備」に準じて添付すること。